

◎投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

(略称) 中国との投資保護協定

昭和六十三年 八月二十七日 北京で署名
 平成 元年 四月 十二日 国会承認
 平成 元年 四月 十四日 東京で国内手続完了の通告交換
 平成 元年 五月 十二日 公布及び告示
 (条約第三号及び外務省告示第二一
 一六号)
 平成 元年 五月 十四日 効力発生

目次

ページ

前文.....三四一

第一条 用語の定義.....三四一

第二条 投資の許可.....三四二

第三条 投資財産、事業活動等に関する待遇.....三四三

第四条 裁判を受ける権利に関する待遇.....三四四

第五条 投資財産の保護及び保証等.....三四四

第六条 敵対行為の発生等に関連してとる措置に関する待遇.....三四五

第七条 権利又は請求権の移転等の承認.....三四六

第八条 支払、送金等の自由の保証等.....三四六

第九条 協定の効力発生前に取得された財産等の取扱い.....三四六

第十条	協定と外交関係、領事関係の有無との関係	三四七
第十一条	投資紛争の調停又は仲裁への付託	三四七
第十二条	実質的な利益を有する会社の待遇	三四九
第十三条	協議、仲裁	三四九
第十四条	合同委員会の設置	三五一
第十五条	効力発生、有効期間及び終了	三五一
末文		三五一
議定書		三五三
合意された議事録		三六四

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、

両国間の経済的協力を強化することを希望し、

投資、投資に関連する事業活動及び投資財産について良好な待遇及び保護を与えることを通じて、それぞれの国の国民及び会社による他方の国の領域内における投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、

投資の奨励及び相互保護が、両国間の経済及び技術の交流を促すこととなることを認識し、

両国政府の代表の交渉を経て、

次のとおり協定した。

第一 条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、一方の締約国の国民又は会社により他方の締約国の領域内において、投資の時点において当該他方の締約国の法令に従って、又はこれに違反しないで投資の対象とされる次のものを含むすべての種類の資産をいう。

(a) 株式及びその他の形態の会社の持分

(b) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

日本国和中华人民共和国 关于鼓励和保护投资协定

日本国政府和中华人民共和国政府，

希望加强两国间的经济合作，

愿意通过给予投资、与投资有关的业务活动和投资财产以良好的待遇和保护，为各自国家的国民和公司在另一方境内投资创造良好的条件，

认识到鼓励和保护投资会促进两国间的经济和技术交流，

经过两国政府代表的谈判，

达成协议如下：

第 一 条

本协定内：

(一) “投资财产”，系指缔约一方国民或公司在缔约另一方境内，在进行投资时，依照或不违反该缔约另一方法律和法规用作投资的所有种类的资产，包括：

(1) 股份和其他形式的公司份额；

(2) 金钱债权和根据具有金钱价值的合同给付的请求权；

- (c) 動産及び不動産に関する権利
- (d) 特許権、商標権、営業用の名称及びサービス・マークに関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

- (2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。
- (3) 「国民」とは、一方の締約国に関しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(4) 「会社」とは、

- (a) 日本国に関しては、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社及び団体をいう。
- (b) 中華人民共和国に関しては、企業その他の経済組織及び団体をいう。

一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

1 各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社による投資をできる限り助長し、かつ、自国の関係

(3) 有关动产和不动产的权利；

(4) 专利权、商标权、有关商名和服务标记的权利及其他工业产权和有关专有技术的权利；

(5) 包括勘探和开采自然资源的权利在内的特许权。

(二) “收益”，系指由投资财产所产生的价值，特别是指利润、利息、资本利得、股息、使用费和手续费。

(三) “国民”，对缔约一方系指具有该缔约一方国籍的自然人。

(四) “公司”

(1) 在日本国方面，系指社団法人、合伙、公司和团体，不论其是否有限責任、是否法人或是否以营利为目的。

(2) 在中华人民共和国方面，系指企业、其他经济组织和社团。

根据缔约一方有关法律和法规设立并在该缔约一方境内具有住所的公司应视为该缔约一方的公司。

第二条

一、缔约各方应尽可能促进缔约另一方国民和公司在其境内投资，并根据本国的有关法律和法规给予许可。

法令に従って許可する。

- 2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三条

- 1 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、第三国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。
- 2 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。
- 3 この条にいう「投資に関連する事業活動」は、次のものを含む。
- (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
 - (b) 自己の設立し、又は取得した会社の支配及び経営
 - (c) 専門家（技術者、高級職員及び弁護士を含む。）その他の労働者の雇用及び解雇
 - (d) 契約の締結及び履行

二、締約国任何一方国民和公司、在締約另一方境内、关于投资许可及与投资许可有关的事项，享受不低于第三国国民和公司的待遇。

第三条

一、締約国任何一方在其境内给予締約另一方国民和公司就投资财产、收益及与投资有关的业务活动的待遇，不应低于给予第三国国民和公司的待遇。

二、締約国任何一方在其境内给予締約另一方国民和公司就投资财产、收益及与投资有关的业务活动的待遇，不应低于给予该締約一方国民和公司的待遇。

三、本条所述的“与投资有关的业务活动”包括：

- (1) 维持分公司、代理店、办事处、工厂和其他用于业务活动的适当的设施；
- (2) 控制和经营自己设立或取得的公司；
- (3) 雇用和解雇专家，包括技术人员、高级职员和律师，及其他职工；
- (4) 缔结和履行合同。

第四條

いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し自己の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

第五條

- 1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不断の保護及び保障を受ける。
- 2 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、法令に従つてとられるものであり、差別的なものでなく、また、補償を伴うものである場合を除くほか、収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。
- 3 2にいう補償は、2にいう収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置がとられなかつたとしたならば当該国民及び会社が置かれたであろう財産状況と同一の状況に当該国民及び会社を置くものでなければならぬ。補償は、遅滞なく行われなければならない。補償は、

第四條

締約国任何一方国民若公司在締約国一方境内、为行使或维护自身的权利、在请求或接受法院审理和向行政机构提出申诉的权利方面的待遇、不应低于该締約国一方给予其国民和公司或第三国国民若公司的待遇。

第五條

- 一、締約国任何一方国民若公司的投資財産若収益、在締約国一方境内、应持续受到保护和保障。
- 二、締約国任何一方国民若公司的投資財産若収益、在締約国一方境内、只有为了公共利益、依照法律和法规、是非歧视性的并給予补偿、方可被采取征收、国有化或其他类似效果的措施。
- 三、本条第二款所述的补偿、应使该国民若公司处于未被采取本条第二款所述的征收、国有化或其他类似效果的措施时相同的财产状况。补偿不得迟延。补偿应能有效地兑换和自由转移、兑换和转移时所使用的人民币汇率按确定补偿数额之日使用的有效兑换率。

裁判を受ける権利

投資財産の保護及び保障等

この敵対行為に關連する措置として待遇を享受する

実際に換価をすることのできるもので行われなければならない。かつ、補償の移転は、自由でなければならない（その換価又は移転に当たつて用いる外国為替相場は、補償の価額が決定された日の相場によるものとする。）。

4 いずれか一方の締約国の国民及び会社で、その投資財産及び収益が収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置の対象となつたものは、これらの措置及び補償の価額に關し、これらの措置をとつた他方の締約国の關係法令に従つて当該他方の締約国の管轄裁判所の裁判を受け又は権限のある行政機關に対して申立てをする権利を有する。

5 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し1から4までに定める事項に關して与える待遇は、第三国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

第六條

いずれか一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は國家緊急事態により投資財産、収益又は投資に關連する事業活動に關して損害を被つたものは、当該他方の締約国が当該敵対行為の発生又は國家緊急事態に關連して何らかの措置をとる場合には、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

四、締約国任何一方国民や公司、当其投資財産和收益被采取征用、国有化或其他类似效果与措施时，有权就这些措施和补偿的价款，向采取这些措施的缔约另一方的有关法律和法规，请求或接受该缔约另一方有管辖权的法院的审理，或向有权限的行政机关提出申诉。

五、締約国任何一方在其境内，关于本条第一款至第四款规定的事项，给予缔约另一方国民和公司待遇，不应低于给予第三国国民和公司待遇。

第六條

締約国任何一方国民や公司、在締約国一方境内、由于发生敌对行为或该国紧急情况从而使其投资财产、收益或与投资有关的业务活动遭受损害，应向締約国一方就发生敌对行为或该国紧急情况向法院提出申诉，或向在该国具有管辖权的行政机关提出申诉。

第七條

いずれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた投資財産及び収益に対する当該国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転並びにこれに関連して生ずる当該国民又は会社の請求権又は訴権についての当該一方の締約国による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国に対し支払われる資金の移転については、第五条2から5まで及び次条の規定を準用する。

第八條

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間に行われる支払、送金及び投資財産の清算の価額を含む金銭証券又は資金の移転の自由を保証される。
2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、自国の関係法令に従い、為替制限を課することを妨げるものではない。

第九條

この協定は、いずれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前一九七二年九月二十

第七條

締約任何一方根据对其国民或公司在缔约另一方境内的投资财产和收益所承担的保证支付款项时，该缔约另一方应承认该国民或公司对此项投资财产和收益的权利或请求权因上述支付而转移给该缔约一方，并应承认该缔约一方由此产生的对该国民或公司的请求权和诉讼权的代位。

关于根据上述权利或请求权的转移而向缔约一方支付的款项的转移，准用第五条第一款至第五款和第八条的规定。

第八條

1、締約任何一方应保证締約另一方国民和公司在締約双方境内之间以及該締約一方境内和第三国境内之间进行支付、汇款以及包括投资财产的清算价款在内的金銭証券或资金的自由转移。

2、本条第一款的规定，不妨碍締約任何一方根据本国有关法律和法规，施行外汇限制。

第九條

本协定也适用于本协定生效之前在一九七二年九月二十九日以后締約任何一方国民和公司在締約另一方境内依照該締約另一方

權利又は請求權の承認移転承

送金等の自由の保証

協定の効力発生前に取得

九日以後に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

第十条

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事関係の有無にかかわらず、適用する。

第十一条

1 いずれか一方の締約国の国民又は会社による他方の締約国の領域内における投資に関する当該国民又は会社と当該他方の締約国との間の紛争は、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。

2 第五条3にいう補償の価額に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国その他の当該他方の締約国の法令により補償の義務を負う者との間の紛争が、いずれか一方の当事者が紛争の解決のための協議の申入れを行った日から六箇月以内に解決されない場合には、その紛争は、当該国民又は会社の要請に基づき、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）を参考として設けられる調停委員会又は仲裁委員会に付託されるものとする。その他の事項に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国との間の紛争は、両当事者

の有关法律和法规取得的投资财产和收益。

第十条

本条亦不论缔约双方有无外交关系或领事关系同样适用。

第十一条

一、关于在缔约任何一方境内的缔约另一方国民或公司的投资，该缔约一方和该缔约另一方国民或公司之间发生的争端，应尽可能通过争事当事人之间的友好协商解决。

二、缔约任何一方或根据其法律和法规其他承担补偿义务者和缔约另一方国民或公司关于第五条第三款所述的补偿价款的争端，如果当事任何一方提出为解决争端进行协商的六个月内未能解决，则根据该国民或公司的要求，可提交参考一九六五年三月十八日在华盛顿签订的《关于解决国家和他国国民之间投资争端公约》（以下简称“华盛顿公约”）而组成的调解委员会或仲裁委员会。缔约任何一方和缔约另一方国民或公司关于其他事项的争端，可根据当事双方同意，提交如上所述的调解委员会或仲裁委员会。

如果该缔约另一方国民或公司在该缔约一方境内求助于行政或司法解决时，该争事不得提交仲裁。

間の合意により、前記の調停委員会又は仲裁委員会に付託される。当該国民又は会社は、当該他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めている場合には、紛争を仲裁に付託することができない。

3 2に規定する仲裁委員会は、いずれか一方の当事者が他方の当事者から2に規定する紛争の仲裁を要請する通知を受領した日から六十日の期間内に各当事者が任命する各一人の仲裁人と、このようにして選定された二人の仲裁人がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁人ととの三人の仲裁人から成る。

4 各当事者の任命した仲裁人が3に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁人について合意しなかった場合には、いずれか一方の当事者が、両当事者があらかじめ合意する第三者に対し、両締約国が共に外交関係を有する第三国の国民である第三の仲裁人を任命するよう要請する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会がワシントン条約を参考として定める。

6 仲裁委員会の決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。仲裁委員会の決定の執行は、執行が求められている領域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従って行われる。仲裁委員会は、その決定の根拠を陳述し、かつ、いずれか一方の当事者の要求に応じその理由を明らかにしなければならない。

7 各当事者は、自己が任命した仲裁人に係る費用及び自己が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその

三、第二款所指的仲裁委员会，由三名仲裁员组成：当事双方各聘任一名仲裁员，或两名仲裁员应由当事一方收到另一方要求将争端提交第二款所指的仲裁的通知之日起六十天内聘任，该两名仲裁员在其后九十天内一致同意决定另一名非缔约任何一方国民的第三名仲裁员为首席仲裁员。

四、如果当事各方聘任的仲裁员未能在第二款规定的其后九十天内就第三名仲裁员取得一致意见，当事任何一方均可请求当事双方事先所同意的第三名聘任与缔约双方均有外交关系的第三国国民为仲裁员。

五、仲裁程序由仲裁委员会参考华盛顿公约制定。

六、仲裁委员会的裁决是终局的，具有拘束力。仲裁委员会裁决的执行，应视被裁判求在其境内执行裁决的国家有效的关于执行裁决的法律和法规进行。仲裁委员会应陈述其裁决的依据，并应当事任何一方请求说明理由。

七、当事各方应各自负担其仲裁员和参与仲裁过程的费用，首席仲裁员履行其职务的费用和仲裁委员会的其他费用应由双方平均

職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、
両当事者が折半して負担する。

8 2に規定する仲裁委員会への付託が行われた場合には、当
該案件につき国家間の請求を行うことができない。

第十二条

いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有す
る第三国の会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方
の締約国と当該第三国との間の国際協定で投資及び投資財産の
保護に関するものが効力を有している場合を除き、次の待遇を
与えられる。

- (1) 第二条2、第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九
条に定める事項に関し、第三国の国民又は会社が実質的な利
益を有するその他の第三国の会社が当該他方の締約国の領域
内において与えられる待遇よりも不利でない待遇
- (2) 第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九条に定める
事項に関し、当該他方の締約国の国民又は会社が実質的な利
益を有する第三国の会社が当該他方の締約国の領域内におい
て与えられる待遇よりも不利でない待遇

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して
他方の締約国の行う申入れに対し好意的な考慮を払うものと

とせ。

八、在对越本条第一款所述的交付仲裁委员会的情况下，国家
之间不得提出此类额外的请求。

第十二条

缔约任何一方国民或公司拥有实质利益的第三国公司，在缔约
另一方境内，除非该缔约另一方与该第三国之间具有有效的关于投
资者保护投资财产的国际协定，应享受如下待遇：

- (1) 关于第十二条第二款、第三条、第五条第一款至第四款、
第六条及第九条适用的事项，不低于该第三国民或公司拥有实质利
益的其他第三国公司在该缔约另一方境内享受的待遇。
- (2) 关于第十二条、第五条第一款至第四款、第六条至第九条
适用的事项，不低于该缔约另一方国民或公司拥有实质利益的第三
国公司在该缔约另一方境内享受的待遇。

第十三条

一、缔约各方对缔约另一方提出的有关影响本协议适用问题的
请求，应给予善意的考虑，并提供适当的机会进行协商。

し、また、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉によっても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会が定める。

6 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第十四条

二、締約双方对本協定の解釋或适用发生争議，在通过外交談判未能圓滿釐清時，應提交仲裁委員會裁決。

該仲裁委員會由三名仲裁員組成；由締約双方在締約任何一方收照締約另一方要求仲裁通知之日起六十天內各任命一名仲裁員，再由該兩名仲裁員在其後九十天內一致同意的非締約任何一方國民的第三名仲裁員作為首席仲裁員。

三、在締約各方所任命的仲裁員未能在第二款規定的其後九十天內就第三名仲裁員取得一致時，則締約雙方應請求國際法院院長任命非締約任何一方國民的第三名仲裁員。

四、仲裁委員會應以多數票作出裁決。裁決是終局的，具有拘束力。

五、仲裁程序由仲裁委員會制定。

六、締約各方各自負擔其仲裁員和參與仲裁過程的費用，首席仲裁員履行其職務的費用和仲裁委員會的其他費用由雙方平均負擔。

第十四条

両締約国は、この協定の実施状況及び両国間の投資に関連する問題の検討を行うこと、外国投資の受入れに関するいずれか一方又は双方の国の法制度又は政策の進展に関連して、この協定の運用及びこれに関連する事項について協議を行うこと並びに、必要な場合には、両締約国の政府に対し適当な勧告を行うことを目的として、両締約国の政府の代表から成る合同委員会を設置する。合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、東京又は北京で交互に会合する。

第十五条

- 1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、2 に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。
 - 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。
 - 3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間効力を存続する。
- 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

中国との投資保護協定

締約双方は、由締約双方政府代表组成的联合委员会，其任务是研究本协定的执行情况及有关两国间投资的事项，结合一方或双方国家关于接受外国投资的法律制度或政策的发展，就本协定的适用及与本协定适用有关的事项进行磋商，并在必要时向缔约双方政府提出适当的建议。联合委员会根据缔约任何一方要求在东京和北京轮流举行。

第十五条

- 1、本协定由缔约双方各自履行完毕为生效所需的国内法律程序并交换通知之日起三十天后生效。本协定有效期为十年。十年以后，在根据本条第一款的规定终止之前，本协定继续有效。
 - 2、在本协定最初十年期满时或其后任何时期，缔约任何一方均可以书面提前一年通知缔约另一方终止本协定。
 - 3、对于本协定终止之日前取得的投资财产和收益，本协定第一条至第十四条的规定，由本协定终止之日起继续有效十五年。
- 由各自政府正式授权的签署人在本协定上签字，以资证明。

千九百八十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

本协议于一九八八年八月二十七日在北京签订，一式两份，每份都用日文、中文和英文写成，三种文本具有同等效力。如在解释上发生分歧，以英文本为准。

日本国政府のために
中島敏次郎

中華人民共和国政府のために
鄭拓彬

日本国政府
代 表

中華人民共和国政府
代 表

中島敏次郎

鄭拓彬

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 協定のいかなる規定も、著作権に関し、いかなる権利も許与し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。
- 2 協定のいかなる規定も、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後改正された規定が画締約国間で効力を有する限り、当該規定によりいずれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 3 協定第三条2の規定の適用上、いずれか一方の締約国が、関係法令に従って、公の秩序、国の安全又は国民経済の健全な発展のため真に必要な場合において他方の締約国の国民及び会社に差別的な待遇を与えることは、「不利な待遇」とみなしてはならない。
- 4 協定第三条2の規定は、いずれか一方の締約国が自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手續を定めることを妨げるものではない。ただし、当該手續は、同条2に定める権利を実質的に害するものであってはならない。
- 5 いずれの一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国、滞在及

此れ日本国と中華人民共和国とが奨励と相互保護と投資協定（以下「協定」）締結の際、協字者同意下列各項を不可分の組成部分。

- 一、協定の任何規定都不應解釋为在著作權方面給予任何權利或承擔任何義務。
- 二、只限一八八三年三月二十日在巴黎簽署的關於保護工業產權公約的規定或其后修改的規定在締約雙方之間有效時，協定的任何規定都不應解釋为影响到締約任何一方根據該公約的規定對締約另一方所承擔的義務。
- 三、關於協定第三條第二款的規定，締約任何一方，根據有關法律或法規，為了公共秩序、國家安全或國民經濟的正常發展，在實際需要時，給予締約另一方國民和公司的差別待遇，不應視為低於該締約一方國民和公司所享受的待遇。

四、協定第三條第二款的規定，不應妨礙締約任何一方規定關於外國人及外國公司在其境內活動的特別手續。但是，該手續不應在實質上損害該條第二款規定的權利。

五、締約任何一方，對希望在其境內進行投資和與投資有關的業務活動的締約另一方國民的入境、逗留和居住的申請，應根據其有關法律法規給予普遍的考慮。

び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

6 協定第三条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、相互主義に基づき、又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により相税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

7 協定第八条2の規定は、いずれか一方の締約国が、為替制限に関して国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

8 協定第十一条1の規定は、いずれか一方の締約国の国民又は会社が他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。

9 協定第十二条にいう「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことを許すような程度の利益をいう。いずれか一方の締約国の国民又は会社が有する利益が実質的な利益に当たるか当たらないかは、個々の場合において両締約国間の協議によって決定される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である

六、本協定第三条の規定、締約任何一方根据对等原则或依照避免双重征税和防止偷税漏税协定，均可保留给予特别税收优惠的权利。

七、协定第八条第二款的规定不影响缔约任何一方作为国际货币基金协定的缔约国关于外汇限制具有或可能具有的权利和义务。

八、协定第十一条第一款的规定，不得解释为妨碍缔约任何一方的国民和公司在缔约另一方境内可以寻求行政或司法解决。

九、协定第十二条所述的“实质利益”，系指达到能够控制公司或对其有决定性影响的程度的利益。缔约任何一方国民或公司拥有利益时即相当于“实质利益”，应根据各个情况分别由缔约双方协商解决。

由各自政府正式授权的签署人在本议定书上签字，以资证明。

本议定书于一九八八年八月二十七日在北京签订，一式两份，每

日本語、中国語及び英語により本書三通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
中島敏次郎

中華人民共和国政府のために
鄭拓彬

份都語日文、中文和英文写成，三种文本具有同等效力，如在解释上发生分歧，以英文本为准。

日本国政府
代 表

中华人民共和国政府
代 表

中 島 敏 次 郎

鄭 拓 彬